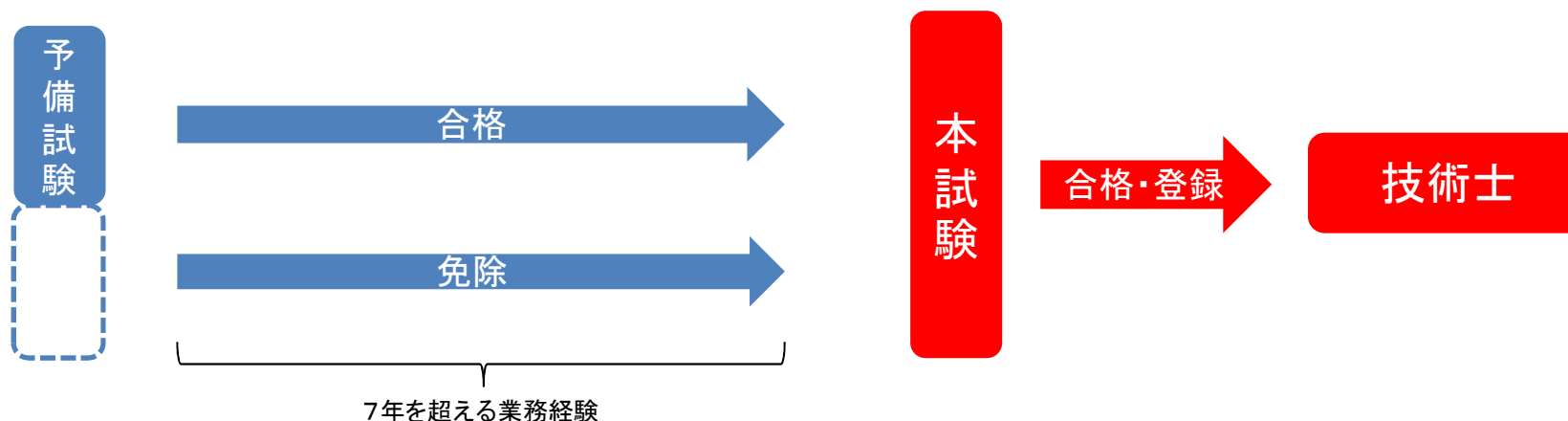


技術士制度(試験)の変遷 (昭和32年制定)



【予備試験】

(目的)

技術士となるのに必要な基礎的学力を有するかどうか判定

(程度)

短大卒程度の学力

(部門)

科学部門(4:理、工、農、医)

(科目)

・必須(1科目(例:理学一般))

・選択(6科目(数学、物理学、化学、生物学、地学、外国語)のうち2科目)

(免除)

大学(短期大学を除く)・・・において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者 等

【本試験】

(目的)

技術士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定

(部門)

技術部門(16)、選択科目(74)

(科目)

・筆記:必須(技術分野全般)・選択(記述)

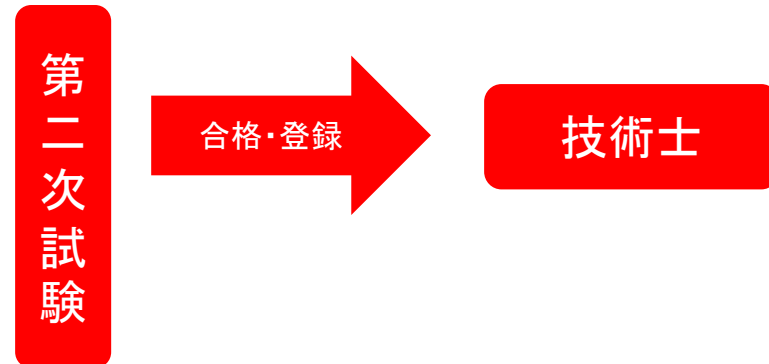
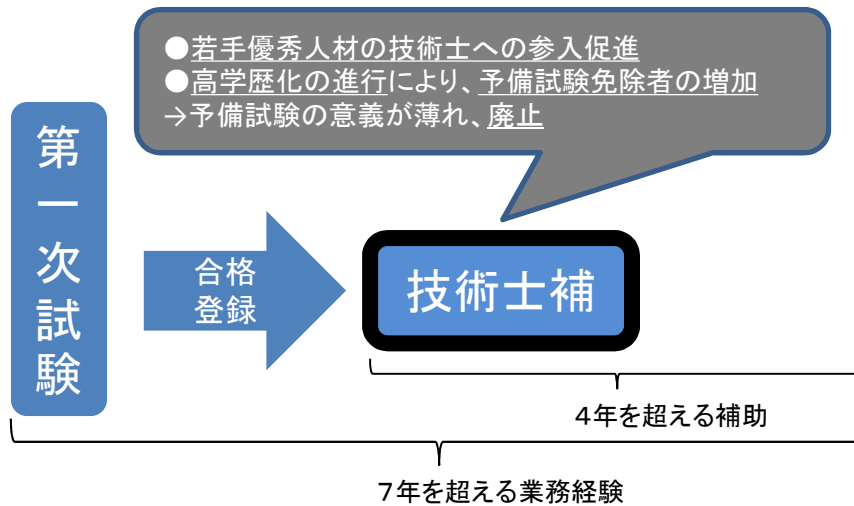
・口頭

(要件) ①及び②

①予備試験に合格した者 又は 予備試験を免除された者

②通算で7年を超える業務経験

技術士制度(試験)の変遷 (昭和58年改正後)



【第一次試験】

(目的)

技術士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定

(程度)

4年制大学の自然科学系学部卒業以上の能力

(部門)

技術部門(17)

学歴制限せず

(科目)

共通(択一)・専門Ⅰ(記述)・専門Ⅱ(記述)

(一部免除)

基礎知識(※)を有していると認められる者 → 「共通」免除

(※)共通:基礎知識を問う問題

数学、物理学、化学、生物学、地学

【第二次試験】

(目的)

技術士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定

(部門)

技術部門(17)、選択科目(72)

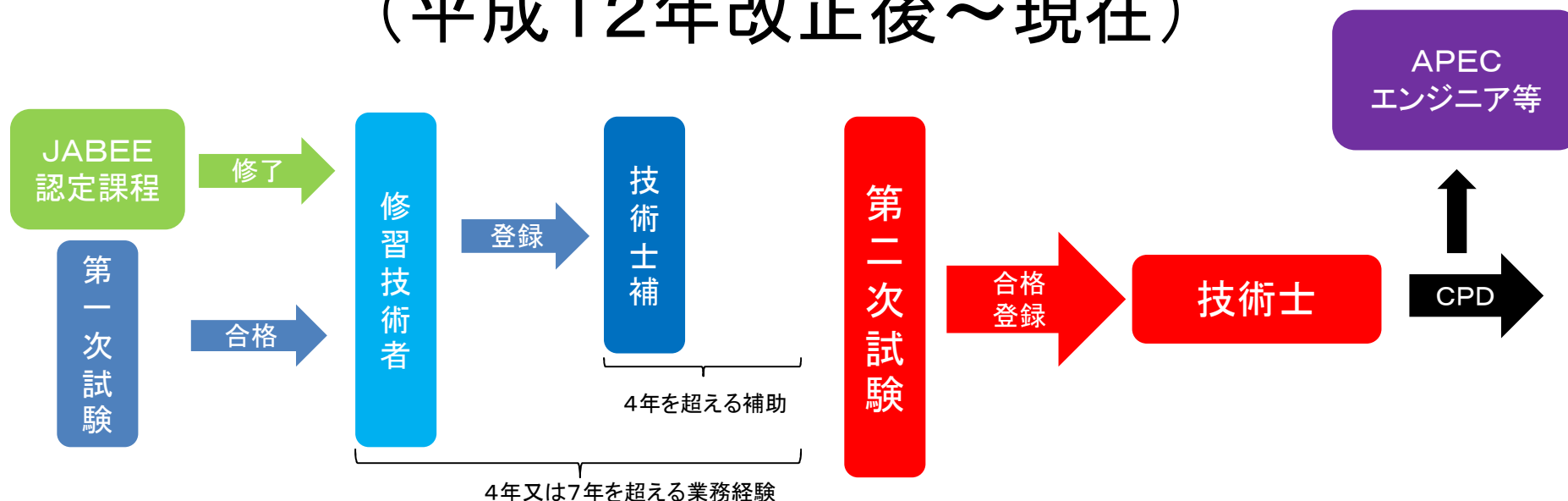
(要件) ①又は②

①技術士補として技術士を4年を超える補助

②通算で7年を超える業務経験

第一次試験の合格は
要件ではない

技術士制度(試験)の変遷 (平成12年改正後～現在)



【第一次試験】

(目的)

以下を有するかどうかを判定

- ①技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識
- ②技術士の義務の遵守に関する適性
- ③技術士補となるのに必要な技術部門の専門的学識

(程度)

4年制大学の自然科学系学部¹の専門教育程度

(部門)

技術部門(20)

(科目)

共通・基礎・適性・専門 (共通はH25Nより廃止)

【第二次試験】

(目的)

技術士となるのに必要な専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定

(部門)

技術部門(21)、選択科目(96)

(要件) ①に加え、②又は③を有すること

- ①技術士補となる資格
- ②技術士補として技術士を4年(総監は7年)を超える補助
- ③通算で7年(総監は10年)を超える業務経験

第一次試験の合格が
要件